

参考資料

(事務局提出資料)

第3章 内外の環境変化への対応

1. 国際環境の変化への対応

(1) 外交・安全保障の強化

国際社会では、米中競争、国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロシアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を揺るがすとともに、インド太平洋地域においても、力による一方的な現状変更やその試みが生じており、**安全保障環境は一層厳しさを増していることから、外交・安全保障双方の大幅な強化が求められている。**（略）

また、NATO諸国においては、国防予算を対GDP比2%以上とする基準を満たすという誓約へのコミットメントを果たすための努力を加速することと防衛力強化について改めて合意がなされた^(注)。（略）

また、前述の情勢認識を踏まえ、**新たな国家安全保障戦略等の検討を加速し、国家安全保障の最終的な担保となる防衛力を5年以内に抜本的に強化する。**（略）

本年末に改定する「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」を踏まえて策定される**新たな「中期防衛力整備計画」の初年度に当たる令和5年度予算については、同計画に係る議論を経て結論を得る必要があることから予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。**

（注）NATO諸国の中でG7メンバーでもあるドイツは、国防予算を対GDP比2%とすることを表明し、そのために憲法に相当する基本法を改正し、新規借入によって1,000億ユーロの特別基金を設立しつつ、その償還方法については別途法律で定めることとしている。

2. 令和5年度予算編成に向けて

新たな「中期防衛力整備計画」の初年度に係る施策、（略）については、予算編成過程において検討する。（略）

このため、骨太方針2022に基づき、別紙の取組を進める。

（別紙）2. 重点分野への投資促進等

- **科学技術イノベーションと防衛費：スタートアップ含め国内防衛生産・技術基盤の維持・強化、C S T I 等との連携強化、デュアル・ユース技術の活用など**

平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（抄）〔平成30年12月18日 国家安全保障会議決定・閣議決定〕

Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

1. 我が国自身の防衛体制の強化

（1）総合的な防衛体制の構築

これまでに直面したことのない安全保障環境の現実と向き合い、防衛の目標を確実に達成するため、**あらゆる段階において、防衛省・自衛隊のみならず、政府一体となった取組及び地方公共団体、民間団体等との協力を可能とし、我が国が持てる力を総合する防衛体制を構築する。特に、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術といった分野における取組及び協力を加速する**ほか、宇宙、サイバー等の分野の国際的な規範の形成に係る取組を推進する。

我が国が有するあらゆる政策手段を体系的に組み合わせること等を通じ、平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化する。（略）

また、国民の生命・身体・財産を守る観点から、各種災害への対応及び**国民の保護のための体制を引き続き強化し、地方公共団体と連携して避難施設の確保に取り組むとともに、緊急事態における在外邦人等の迅速な退避及び安全の確保のために万全の態勢を整える**。さらに、電力、通信といった国民生活に重要なインフラや、サイバー空間を守るための施策を進める。